

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 3 0 日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局企画課

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書等の様式について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 20 日閣議決定)において、納税が困難な方への対応として、「申請や審査の手続を極力簡素化した上、申請者の置かれた事情に配慮して迅速かつ柔軟な対応を行う」とされたところです。

これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例(以下「徴収猶予の特例」という。)について、申請や審査の手続を極力簡素化し、迅速かつ柔軟な対応を行う観点から、納税者等が各地方団体において統一的に使用できるものとして、徴収猶予の特例に係る申請書等の様式を下記のとおり定めましたので、これを用いていただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

記

- 1 徴収猶予申請書(別添 1)
- 2 財産収支状況書(猶予を受けようとする金額が 100 万円以下の場合)又は財産目録及び収支の明細書(猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合)(別添 2)
※地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号)附則第 37 条第 2 項関係
- 3 徴収猶予許可通知書又は徴収猶予不許可通知書(別添 3)

収受印

徴 収 猶 予 申 請 書

特

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

1 申請者名等（以下の項目について、ご記入をお願いします。）

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	令和 年 月 日		
	氏名 名称	印		※職員記入欄 通信日付印			
納付又は納入すべき税	年度	税目	納期限	税額	本税以外 (延滞金等)	納付書番号等	猶予を希望する期間
			・	円			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計			①	②			
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

2 猶予額の計算（書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。）

（注）会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率
	月	月	月	月	月	月	
収入	売上	円	円	円	円	円	$1 - \frac{③}{⑥}$ $1 - \frac{④}{⑦}$ $1 - \frac{⑤}{⑧}$ のうち最大のものを記載
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
支出	仕入						支出平均額 $\frac{⑨ + ⑩ + ⑪}{\div \text{記入月数}}$ ⑫ 円
	小計	⑨	⑩	⑪			

（注）売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類（売上帳、給与明細、預金通帳等） 聴取

税理士 署名押印	印	電話番号	
		<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている臨時支出等の額	円		
				=	当面の支出見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税	円	-	(⑮)納付可能金額	円	=	猶予額	円
----------------	---	---	-----------	---	---	-----	---

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

〇〇都道府県又は〇〇市区町村

特

財産収支状況書


 收受印

年 月 日

1 申請者名等

住所所在地		氏名称	
-------	--	-----	--

2 現金・預貯金残高

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	円			円
		円			円
		円			円
			現金・預貯金等合計		円

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

□ 法人等		見込金額	□ 個人		見込金額
収入	売上	円	収入	給与・報酬(手取)	円
		円	収入	年金・事業所得(1か月相当)	円
	収入合計	円	収入合計		円
支出	仕入	円	支出	住居費(家賃・住宅ローン・駐車場代)	円
	従業員給与	円		食費	円
	役員報酬	円		被服費	円
	家賃等	円		水道光熱費・通信費・新聞代(ネット料金含)	円
	諸経費	円		こづかい・交際費等	円
	借入返済	円		保険掛金	円
		円		その他ローン(事業用を除く)	円
		円		医療費・教育費・養育費	円
	円	家族等の収入・家族等からの借入等(マイナスで記入)	円		
	円		円		
支出合計	円	支出合計		円	
			生計を一にする家族の人数(申請者本人を含む)		人

4 直近1年間の状況

月	①総収入	②総支出	③差額(①-②)	備考
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	
月	円	円	円	

【備考】	
------	--

5 財産等の状況

(1) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	売掛金等の額	回収予定日	種類	回収方法
	円	・		
	円	・		
	円	・		

(2) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

(3) その他の財産の状況

不動産等		国債・株式等	
車両		その他(保険等)	



年 月 日

財 産 目 録

特

1 申請者名等

住 所 所在地		氏 名 名 称	
------------	--	------------	--

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	円			円
		円			円
		円			円
現金・預貯金等合計					円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所	種 類	回収予定日	回収方法	売 掛 金 等 の 額
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円

(3) 借入金・買掛金の状況

借 入 先 等 の 名 称	借入金等の金額	月 額 返 済 額	返済終了(支払) 年月	追加借入 の可否	担 保 提 供 財 産 等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

(4) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	金 額
国 債 ・ 株 式 等	円
不 動 産 等	円
車 両	円
そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等)	円

3 当面の必要資金額

項 目	金 額	内 容					
支 出 見 込	□ 事業支出 (法人等の場合)	仕入	円	従業員給与	円	役員報酬	円
		家賃等	円	諸経費	円	借入返済	円
			円		円		円
	□ 生活費 (個人の場合)	住居費(家賃・住宅ローン・駐車場代)	円	食費	円	被服費	円
水道光熱費・通信費・新聞代(ネット料金含)		円	こづかい・交際費等	円	保険掛金	円	
生計を一にする家族の人数(申請者本人を含む)		人	その他ローン(事業用を除く)	円	医療費・教育費・養育費	円	
収 入 見 込	円		円		円		円
			円		円		円



年 月 日

収支の明細書

特

1 申請者名等

住所 所在地	氏名 名称
-----------	----------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	① 総収入金額	② 総支出金額	差額(①-②)	備考
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	
年月	円	円	円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

<input type="checkbox"/> 申請者が法人等の場合				<input type="checkbox"/> 申請者が個人の場合				生計を一にする家族の人数(申請者本人を含む)			
収入	売上	円	支出	仕入	円	給与	円	住居費(家賃・住宅ローン・駐車場代)	円		
		円		従業員給与	円	報酬	円	食費	円		
		円		役員報酬	円	年金(1か月相当)	円	被服費	円		
		円		家賃等	円	事業所得(1か月相当)	円	水道光熱費・通信費・新聞代(ネット料金含)	円		
		円		諸経費	円		円	こづかい・交際費等	円		
		円		借入返済	円		円	保険掛金	円		
		円			円		円	その他ローン(事業用を除く)	円		
		円			円		円	医療費	円		
		円			円		円	教育費・養育費	円		
		円			円		円	家族等の収入・家族等からの借入等(マイナスで記入)	円		
	円		円		円		円				
収入合計		円	支出合計		円	収入合計		円	支出合計		円

4 今後1年以内における賞与等の臨時的な収入及び支出の見込金額

	内 容	年 月	金 額
臨時収入		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
臨時支出		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円
		年 月	円

5 今後1年以内に納付すべきことを見込まれる国税及び地方税等

年	月	税目	金額	年	月	税目	金額
年	月		円	年	月		円
年	月		円	年	月		円
年	月		円	年	月		円
年	月		円	年	月		円

6 家族(役員)の状況

続柄 (役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与を含む)	職業・所有財産等
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	
		年 月 日	円	

【備考】

(特別徴収義務者)	住所所在地	
	氏名称	様

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 印

徴収猶予許可通知書

特

令和 年 月 日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可しましたので通知します。

徴収の猶予に係る税等	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	徴収猶予許可期間
			・	円			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計							

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇知事又は〇〇市区町村長に対し書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、審査請求書は〇〇を経由して提出することができます。

上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県又は〇〇市区町村を被告として（訴訟において〇〇を代表する者は〇〇知事又は〇〇市区町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: 〇〇都道府県又は〇〇市区町村 課名 担当名 電話番号

(特別徴収義務者)	住所所在地	
	氏名称	様

〇〇都道府県知事又は〇〇市区町村長 印

徴収猶予不許可通知書

特

令和 年 月 日に地方税法附則第59条第1項の規定により申請があった徴収の猶予については、次のとおり許可できませんので通知します。

徴収の猶予に係る税等	年度	税目	納期限	税額	本税以外(延滞金等)	納付書番号等	徴収猶予を受けようとした期間
			・	円			納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
			・				納期限の翌日から ・ ・ まで 月間
合計							

不許可とする理由

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇知事又は〇〇市区町村長に対し書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。）。審査請求書は、正副2通提出しなければなりません。なお、審査請求書は〇〇を経由して提出することができます。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇都道府県又は〇〇市区町村を被告として（訴訟において〇〇を代表する者は〇〇知事又は〇〇市区町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

連絡先: 〇〇都道府県又は〇〇市区町村 課名 担当名 電話番号